

## 第1号議案－2

### 広島県教育委員会規則の一部改正について

広島県教育委員会規則の一部改正について、次のとおり提案します。

平成31年3月27日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

#### 1 提案の要旨

「広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」の一部を改正する。

##### (1) 第3条第1項

再任に関する規定を削除する。

##### (2) 第10条

学校運営協議会からの意見の申出について、校長を経由する旨の規定を削除し、見出しを改める。

#### 2 規則案

別紙のとおり

#### 3 施行期日

公布の日

広島県教育委員会規則第 号

広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する

規則

広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成二十一年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書きを削る。

第十条の見出しを「（任用に関する事項）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則新旧対照表

(委員の任期)	改正後	改正前
<p>第二条 委員の任期は、一年とする。</p> <p>2 任期途中の委員の交代に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>		<p>第二条 委員の任期は、一年とする。 ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 任期途中の委員の交代に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>(任用に関する事項)</p> <p>第十条 法第四十七条の六第七項に規定する教育委員会規則で定める事項は、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。</p> <p>2  対して意見を述べようとするときは、校長を経由して行うものとする。</p> <p>2  法第四十七条の六第七項に規定する教育委員会規則で定める事項は、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。</p>		